

# 地図の利用手続の改正について

## 国土地理院 地理空間情報部 情報企画課

令和元年11月7日 報道発表（一部改変）

## 地図の利用手続を緩和します ～申請不要の範囲を広げ、より簡便な利用環境を実現します～

国土地理院は、令和元年12月10日（火）に、地図等の利用手続の運用を改正します。改正により、利用にかかる申請不要の範囲が広がることから、利用者がより簡便に利用できるようになります。

例えば、国土地理院の地図を書籍に挿入して掲載する場合、一部（地図帳や折り込み地図）を除き出典の記載だけで利用可能となります。

### 国土地理院の地図を書籍等に挿入して利用する場合の説明図

#### 【従来】

（例）旅行ガイドブック、登山情報誌 等

1ページ全面の大きさの地図を掲載する場合、総ページ数の10%を超えて掲載する場合は申請必要



#### 【改正後】

（例）旅行ガイドブック、登山情報誌 等

1ページ全面の大きさの地図を掲載する場合、掲載ページ数にかかわらず、申請不要



|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 地図の利用手続のあり方検討の経緯 | 4  |
| 2. 改正の概要 . . . . .  | 8  |
| 3. 地図の利用手続フローが変わります | 11 |
| 4. 主な改正点 . . . . .  | 15 |
| 5. 行政関連の地図作成における留意点 | 25 |
| 6. まとめ . . . . .    | 27 |

本日の説明は、別添パンフレットの「地図の利用手続フロー」を参照しながらお聞きください。

3

※ この資料の内容は、一部変更される可能性がありますのでご注意ください。最新の情報は、国土地理院ウェブサイトを確認してください。

# 1. 地図の利用手続のあり方 検討の経緯



## 地図の利用手続とは？

### 「地図の利用手続」とは？

→測量法に基づく以下の手続のこと

- 測量成果の複製の承認申請(測量法第29条)
  - 基本測量成果をコピーやスキャンする等の行為が対象
- 測量成果の使用の承認申請(測量法第30条)
  - 基本測量成果を使用して新たな地図等を作成する測量行為が対象

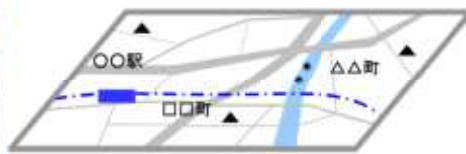
地理院の地図を利用して  
書籍を出版しよう！



#### 国土地理院の地図等(基本測量成果)



地理院タイル(ウェブ)



基盤地図情報



空中写真



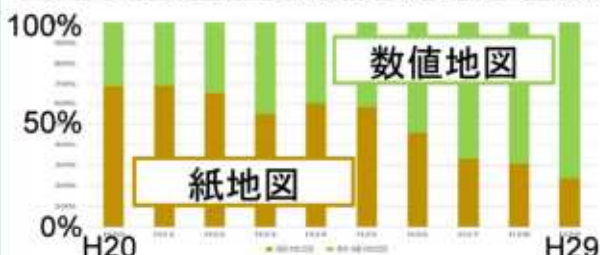
数値地図

## 検討の背景

- この10年でデジタル地図の利用度合は3割から8割に(承認件数ベース)増加。
- 官民データ活用推進基本法等に鑑み、測量成果を出来る限り使いやすい環境にすることが必要。

#### 紙地図からデジタルデータ・Webデータへ

・デジタル地図の利用度合は3割から8割に

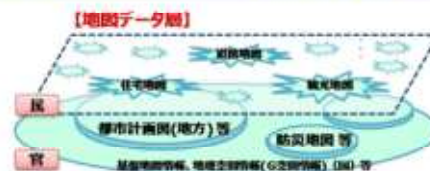


・情報セキュリティが強化された内部システムでの利用にも要配慮

#### 世の中の動向

デジタルデータ・IoTの時代にふさわしい運用

#### 官民データ活用推進基本法(平成28年)



基盤地図情報、地理空間情報(G空間情報)等  
「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画について(平成29年5月30日閣議決定)」より

地図に関する官民データのベースとなる  
基盤地図情報等を利用しやすく

#### 利用者の声

手続きの簡素化・迅速化を期待



国土地理院長の私的諮問機関である測量行政懇談会(委員長 清水英範東京大学大学院教授)の下で、地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書(提言)が国土地理院長に提出された。



地図の利用手続のあり方検討部会の様子

測量成果が利用しやすくなるよう、  
手続の改善等について提言

※参考

報告書は、国土地理院HPに掲載されています。

地理院ホーム > 国土地理院の紹介 > 第22回測量行政懇談会の開催概要『測量行政懇談会報告書



## 2. 改正の概要



## 趣旨

※令和元年12月10日施行

国土地理院が刊行、提供している基本測量成果(地図)を複製して刊行したり、使用して新たな地図を作成する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)(以下「法」という。)第29条、第30条に基づき国土地理院長の承認が必要になる場合があります、予め、これらの申請が行われているところです。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、国土地理院長の私的諮問機関である測量行政懇談会(委員長 清水英範東京大学大学院教授)の下で、地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書(提言)が国土地理院長に提出されました。

このような背景から、測量成果の一層の活用促進のため、法第29条の規定に基づき基本測量の測量成果の複製の承認に関する基準及びその取扱いを定めた「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」等について改正し、令和元年12月10日に施行しました。

改正により、利用にかかる申請不要の範囲が広がることから利用者がより簡便に利用できるようになり、地図の活用促進が期待されます。

9

## 改正の概要

## 主な改正点

## 1. 申請不要となる範囲の拡大

下記の場合は、申請不要となります

- 書籍・パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折り込み地図を除く)

※従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合があります。今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります(地図帳、折り込み地図を除く)

- 緯度経度等の位置座標のない成果品の作成(管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合など一部の場合は除く(これらは災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる))

※従来は位置座標の有無を問わず、要件に該当する場合は承認が必要でした。今後は位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合には一部の場合を除いて申請不要となります。

## 2. 承認基準の見直し

従来、基本測量成果(基盤地図情報を除く)を何ら手を加えずにそのまま複製すること(デッドコピー)は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず国土地理院のWebサイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。

10

### 3. 地図の利用手続フロー が変わります

本章の説明は、別添パンフレットの「地図の利用手続フロー」を参照しながらお聞きください。

11

#### Q 次の地図の利用は、申請が「必要」or「不要」? 国土地理院

(例) イベントの案内地図を作成してウェブサイトに掲載

これまでは申請が必要でしたが、今後は?

- 地理院地図の画面をキャプチャ、下絵にしてイベント場所の案内情報を上載させた「案内地図」を作成。経緯度表示はない。
- ウェブサイトのイベント案内ページに貼り付けて掲載。リンクをクリックすると、単体の地図が表示される。



12



# A 回答 -1



**[Q1]**下記のいずれかの地図等(基本測量成果)を利用しますか？

**[A]** YES (説明: 地理院地図(標準地図)を利用する)

→ **[Q2]**へ進む

**[Q2]**地図としての利用が想定されないものを作成(以下に該当しますか？)

**[A]** NO (説明: 案内地図であるので、地図として利用する)

→ **[Q3]**へ進む

**[Q3]**成果品を不特定多数の者に提供しない(以下に該当しますか？)

**[A]** NO (説明: 成果品をウェブサイトに掲載するので、不特定多数の者に提供する)

→ **[Q4-1]**へ進む

**[Q4-1]**作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの(1) (以下に該当しますか？)

- ・博物館等における展示物として利用
- ・テレビ番組で利用
- ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入(地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く)

**[A]** NO (説明: ページ内をクリックすると単体の地図が表示される)

→ **[Q4-2]**へ進む

※参考 仮に、単体の地図が表示されない場合は YES (申請不要)

別添パンフレットの「地図の利用手続フロー」を参照しながらお聞きください。

# A 回答 -2



**[Q4-2]**作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの(2) (以下に該当しますか？)

- ・位置座標のない成果物のみ作成

**[A]** YES (説明: 作成した地図に、経緯度の表示がない)

→ **[Q4-3]**へ進む

**[Q4-3]**位置座標のない成果物のみ作成の場合(①~③に該当しますか？)

① 国土の管理に関わる地図情報を作成(管内図、ハザードマップ、その他の防災マップ等)

**[A]** 該当しない(説明: イベント案内地図は、国土の管理に関わる地図情報とは言えない。)

② 国土地理院の地図に元々記載されているもの(地形(等高線、海岸線、河川)道路、地名、行政界ほか)を実質的に異なる表記に変更している

**[A]** 該当しない(説明: 独自情報(イベント場所の案内情報)を掲載するだけ。国土地理院の地図に元々記載されているものを変更しない。)

③ 販売している刊行物(紙地図を含む)と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成

**[A]** 該当しない(説明: 掲載情報があり、また、使用する地図(地理院地図)は販売している刊行物ではない)

**[A]** NO (申請不要)①②③のいずれにも該当しない。

別添パンフレットの「地図の利用手続フロー」を参照しながらお聞きください。



# 4. 主な改正点

- 1) 申請の要否
  - ・ 申請不要の範囲の新旧比較
  - ・ 手続フロー(改正後)解説「書籍等への地図の挿入は申請不要」
  - ・ 手続フロー(改正後)解説「位置座標のない・ある成果物」
  - ・ 手続フロー(改正後)解説「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」
  - ・ 手続フロー(改正後)解説「地図に記載されている地形等を変更する場合」
- 2) 申請が不要となる場合の出典の記載
- 3) 承認基準の見直し
- 4) 承認がなされたことの明示
- 5) 複製と使用について

本章の説明は、別添パンフレットの「地図の利用手続フロー」を参照しながらお聞きください。

## 1)申請の要否 申請不要の範囲の新旧比較

**【改正前】** 以下の場合、申請が不要

**【改正後】** 以下の場合、申請が不要

1. イラスト的に利用  
ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のない場合
2. 私的利用、学校その他教育機関で利用
3. 一時的な資料として利用
4. 論文、試験問題で利用
5. 複製の場合は、次の目的であれば申請不要
  - a. 社内、サークル、同好会等においてのみ利用する場合
  - b. 特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合
  - c. 博物館等においてパネル展示を行う場合
6. テレビ番組で利用
7. 刊行物等に少量の地図を挿入して利用
  - ▶1ページの大きさに対し1/4以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合
  - ▶1ページの大きさに対し1/2以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の30%以内
  - ▶1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 総ページ数の10%以内
  - ▶内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合
8. Webサイトに少量の地図を挿入して利用
  - ▶300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合
  - ▶300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合 → Webサイト全体の中で5枚まで



1. 作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
  - a. ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
  - b. イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの
2. 作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
  - a. 私的利用、学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織内での利用
  - b. 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
  - c. 一時的な資料として利用
  - d. 論文、試験問題で利用
3. 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
  - a. 博物館等における展示物として利用
  - b. テレビ番組で利用
  - c. 書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)
  - d. 緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用(下記①～③の場合を除く)
    - ① 管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合
    - ② 国土地理院の地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合(ただし、記載の削除のみの場合を除く。)
    - ③ 販売している刊行物(紙地図を含む)と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合

※上記の文字色について  
 黒文字は現行と変更なし。緑字は変更したが考え方としては現行の延長線上にあるもの。  
 赤文字は現行から大きく変更した箇所。紫字は、現行で複製承認のみ不要であったが、使用承認も不要にするもの



書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入は、申請が不要となります

(地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く)

- 従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合があります。
- 今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります(ただし、地図帳、折込み地図は除く)



- 書籍・冊子(綴じた書物)・パンフレット(複数ページを綴じたもの)等の場合  
地図が見開きページに収まる場合は、地図の挿入と見なす。
- リーフレット(一枚あるいは折りたたみ式の印刷物)・折り畳みパンフレット・チラシ(一枚刷りの印刷物)の場合  
リーフレットの片面の大半が地図の場合は、折込み地図と同等とみなす(製品タイトルでいえば「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内図」「〇×位置図」「〇×平面図」「〇×図面集」などの多くが該当)
- ウェブサイトの場合  
「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等をいう。

「ページ内のリンクをクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの」のイメージ  
これは申請不要とはならない



- 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。
- 紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる緯度・経度を表す線(又は図郭部に示される印)や数値をいいます。



※注意  
経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像などもここでいう「位置座標のある成果物」と扱います。また、ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果物」です。

【説明】

得られた成果(成果品)に位置座標が表現されていない場合、その成果品については、現実の利用のされ方として、ある地点の位置を一定の精度で把握する等の用途には用いられないことを考慮し、今後は、国土地理院の地図を位置座標のない成果品の作成に利用する場合には、管内図やハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合など一部の場合を除いて申請不要となります。



【O】施設の案内地図を全面に掲載したチラシ(隅に2次元バーコード(地図を表示するためのURLの情報)を記した)を作成してホームページに掲載したい。これは「位置座標のある成果物」「位置座標のない成果物」どちらなのか?

【A】2次元バーコードには様々な情報(ホームページアドレス、メールアドレス)を含めることが可能ですが、このケースにあるコードには、地図を表示するためのURLの情報(経緯度とズームレベル)が含まれております。この場合は、「位置座標のある成果物」といえます。





「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」とは？

○該当する例（「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する具体例）

| 種類  | 例（位置座標を有さない場合でも申請が必要なもの）   |
|---|--|
| 管内図   | 〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳 等  |
| ハザードマップ   | ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基盤図及び基礎調査の公示図書、土砂災害警戒区域等の指定に伴う公示図書の位置図 等             |
| その他の防災関係マップ   | 〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要版、〇〇森林管理局なだれ危険個所情報、〇〇山火山防災対策 等                                    |
| 各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関わる地図情報<br>(道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー(原油、天然ガス、電気(原子力・火力発電 等)、教育 等)) | 〇〇港湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書 |

○該当しない例（「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない具体例）

| 種類                             | 例  |
|--------------------------------|--|
| 文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係 等 | 文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防犯マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図 等 |

「国土地理院の地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合(ただし、記載の削除のみの場合を除く。)」について

○該当する例  
（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当する具体例）

| 実質的に異なる表記に変更している場合の例（申請必要）   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>注記の修正</li> <li>行政界の修正</li> <li>道路の形状修正(道路工事由来)</li> <li>標高データを使って陰影を作成・描画（高さのデータを(利用して解析し)、“陰影”の色表記に変えている)</li> <li>標高データを使って氾濫解析(シミュレーション)、図化（地理院の地図に元々記載されている表記(ある地点の“高さ”)を、実質的に異なる表記(“浸水深”)に変更)</li> </ul> |



○該当しない例  
（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当しない具体例）

| 実質的に異なる表記に変更していない場合の例   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加(原成果全体を淡色で表記。独自情報の追加)</li> <li>地理院タイトルを複製、注記を削除（削除のみは該当しない）</li> <li>基盤地図情報(基本項目等)の単なる地図出力（ベクトル地図データを、各地物の色や線の太さを考慮して目に見える地図として出力している）</li> </ul> |





## 2) 申請が不要となる場合の出典の記載

### 【改正前】

#### ◆出典の記載が必要な場合

- 論文、試験問題で利用
- 博物館等において複製物をパネル展示する場合
- テレビ番組で利用
- 刊行物等に少量の地図を挿入して利用



### 【改正後】

申請が不要の場合の出典の記載については、国土地理院コンテンツ利用規約<sup>※1</sup>を準用することを規定に明記。

#### ◆出典の記載が必要な場合（下線部分が主な変更点）

- 作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
  - デザインとして製品への印刷、イラストや絵地図等
- 作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
  - 学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織内での利用
  - 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
  - 論文、試験問題で利用
- 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
  - 博物館等における展示物として利用
  - テレビ番組で利用
  - 書籍、パンフレットへの地図の挿入（地図帳、折込み地図を除く）
  - 緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用（一部の場合を除く）

#### ■出典明示について

国土地理院の地図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。

また、国土地理院の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

#### （出典記載例）

- 出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
- 出典：国土地理院撮影の空中写真（XXXX年撮影）
- 電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成
- 地理院タイルに〇〇を追記して掲載

※1 国土地理院コンテンツ利用規約

国土地理院のウェブページに掲載されている各種コンテンツの利用のルール。「政府標準利用規約」の第2.0版に準拠。

<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>

21

## 3) 承認基準の見直し

- 従来、基本測量成果（基盤地図情報を除く）を何ら手を加えずにそのまま複製すること（デッドコピー）は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず国土地理院のWebサイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。

| これまで  | 今後  |
|---|---|
| <p>Q<br/>国土地理院で発行している地図等をそのままの形で複製し、配布又は閲覧させることは可能ですか？</p> <p>A.<br/>刊行している国土地理院の地図（過去3年以内に刊行されたものを含む）を全くそのままの形で複製し、配布又は閲覧させることは、「デッドコピー」となりますので営利・非営利を問わずお認めできません。（<b>基盤地図情報は除く</b>）</p> | <p>A.<br/>刊行している国土地理院の地図（過去3年以内に刊行されたものを含む）を全くそのままの形で複製し、配布又は閲覧させることは、「デッドコピー」となりますので営利・非営利を問わずお認めできません。（<b>基盤地図情報や地理院タイルなどの国土地理院Webサイトから提供している基本測量成果は除く</b>）</p> |

※国土地理院Webサイトで提供している基本測量成果の例

基盤地図情報 基本項目、基盤地図情報 数値標高モデル、地理院地図（標準地図・淡色地図・English（タイル）等）  
電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」、湖沼データ、火山基本図データ

22

## 4) 承認がなされたことの明示

➤ 承認を受けた旨明示する文を簡潔にする。

### ● 改正前の明示例

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第9999号)」

### ● 改正後の明示例

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHf9999」

R1 JH f 9999

※記号の説明

○「事務処理担当部署」記号

JH: 情報企画課 HO: 北海道 TO: 東北  
KT: 関東 HK: 北陸 CB: 中部 KK: 近畿  
CG: 中国 SI: 四国 KU: 九州 OK: 沖縄

○複製・使用の別

f 複製 s 使用

事務処理年度(元号)

承認番号

事務処理担当部署

複製・使用の別

※測量成果の名称については、この語尾に続けて記載しても良い(任意)

また、Webにおいて利用する場合は、About me等の説明ページ等に記載してもよい。

## 5) 複製と使用について

➤ 説明文を下記のとおりとした。

### ● 「複製」の事例

- 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
- 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
- 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしていないもの



### ● 「使用」の事例

- 其の測量成果の情報を読み取って、其の測量成果に手をを入れて別種の地図を作成しているもの
- 測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図を作成しているもの
- ベクトルデータを使用して紙地図やラスタ画像を作成しているもの





## 5. 行政関連の地図作成における留意点(位置座標について)

25

### 行政関連の地図作成における留意点(位置座標について) GIS 国土地理院

- 現状、行政関連の地図には、経緯度等の位置座標が付されていないものも散見されます。
- 地理空間情報の活用推進、測量の重複の防止・正確性の確保の観点から、また、自治体における統合型GISのコンセプト(自治体内の各部門が使用する地図情報を統合した庁内横断型のデータ共用)から見ても、行政関連の地図は、様々な情報と重ねあわせて利用すべきものが多いといえます。(例 複数のハザードマップの重ね合わせ・接合・比較)
- 様々な情報と重ねあわせて利用するためには、重ね合わせの基準として、作成する地図に経緯度等の位置座標が必要となりますのでご留意ください。

26

## 6. まとめ

27

### まとめ

- 近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、有識者による地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書(提言)が国土地理院長に提出されました。
- このような背景から、令和元年12月10日に、地図の利用手続を改正しました(事前の周知期間を約1ヶ月確保)。
- 改正内容については、地理院ウェブサイトでの広報、申請者への広報、地方公共団体等への技術的助言の通知(全都道府県及び全市町村対象。その他、地方整備局等国の機関、業界団体に連絡。)を実施するとともに、地域における各種会議等での紹介も随時実施しております。
- 今後も、改正内容の普及のため、広報を積極的に進めてまいります。
- 皆様におかれましては、国土地理院の地図を、今後もより一層、ご利用ください。

28



国土地理院ウェブサイト  
<https://www.gsi.go.jp/>



地図の利用手続に関するページ  
<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>



Q&A、パンフレットなど、地図の利用手続改正に関する各種参考資料を掲載しております。是非、ご利用ください。

## ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。



〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係  
電話:029-864-4150 (直通)  
Eメール: [gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp](mailto:gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp)



29

### 質問事例 1 :

国土地理院の地図（地形図）を展示会で使用する動画内で使用したいが、申請不要で問題ないでしょうか

### 回答 :

Q1 : 2万5千分1 地形図を使用する → Q1でYES フローの次の質問へ進む

Q2 : 地図として利用する → Q2でNO フローの次の質問へ進む

Q3 : 不特定多数に公開する → Q3でNO フローの次の質問へ進む

Q4-1 : 動画作成なのでテレビ番組での利用と同様である → Q4-1でYES

よって、申請不要となる

申請必要?

申請不要?



30

## 【参考】質問事例

### 質問事例 2 :

基盤地図情報の標高データをもとに立体地図を作成し、その上に数値地図（国土基本情報）の家屋、道路中心線を上載させた立体地図の画像を、ホームページに挿入したいが、申請不要で問題ないでしょうか？

#### 回答 :

Q1：基盤地図情報、数値地図（国土基本情報）を使用する → Q1でYES フローの次の質問へ進む

Q2：地図として利用する → Q2でNO フローの次の質問へ進む

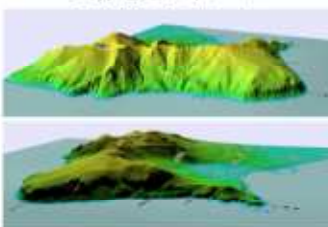
Q3：不特定多数にweb公開する → Q3でNO フローの次の質問へ進む

Q4-1：ウェブサイトへの地図の挿入 → Q4-1でYES

よって、申請不要となる。

ただし、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト（ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるようなもの）、地図コンテンツを主とするサイトは、フローのQ4-1で「申請不要」とはならない。フローの次の質問へ進む

立体地図のイメージ



## 【参考】質問事例

### 質問事例 3 :

市内全域にある中学校の社会科教材として、国土地理院発行の2.5万分1地形図(最新のものと古い時代のものを比較できるように)使用したいと考えております。

1枚刷りのものを生徒へ配布する場合と、社会科の教材(副読本)へ地図を掲載する場合とはどちらのケースも申請不要で問題ないでしょうか

#### 回答 :

Q1：2万5千分1地形図を使用する → Q1でYES フローの次の質問へ進む

Q2：地図として利用する → Q2でNO フローの次の質問へ進む

Q3：不特定多数に配布する → Q3でNO フローの次の質問へ進む

仮に、1校単位の中学校内のみでの使用であれば、Q3でYESとなり、申請不要となる。

Q4-1 :

└●1枚刷りの場合：地図は1枚ものでほぼ全面が地図となる → Q4-1でNO 次の質問に進む

└●副読本の場合：副読本への地図の挿入(地図が見開き1ページに収まる場合)であれば、Q4-1でYES 申請不要

Q4-2：緯度経度の座標は記載しない → Q4-2でYES フローの次の質問へ進む

Q4-3：社会科教材に市内の移り変わりを示すとの目的であり、

①「国土の管理に関わる地図情報を作成」で該当する例(教育)に該当 → Q4-3でYES

よって、1枚刷りのものを配布する場合は申請が必要となる

#### ワンポイントメモ

社会科教材の作成

└●1校単位の中学校内のみでの使用 → 申請不要

└●市内全域にある中学校に配布

└●地図が見開き1ページに収まる場合 → 申請不要

└●1枚刷りまたは地図が見開き1ページに収まらない(折込み地図)場合 → 申請必要

教育分野における1枚刷りの地図は、成果物にたとえ位置座標がなくても申請必要。

